

【資料 1】

第5期障がい福祉計画について

平成29年3月10日
新潟市福祉部
障がい福祉課

1. 計画の位置付け等

障害者総合支援法第88条第1項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保
その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画
(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。

児童福祉法第33条の20第1項

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援
の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑
な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を
定めるものとする。

1. 計画の位置付け等

児童福祉法第33条の20 第6項

市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項に規定する

市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。

1. 計画の位置付け等

障害者総合支援法第88条第10項

障害者基本法第36条第4項の合議制の機関を

設置する市町村は、市町村障害福祉計画を定め、
又は変更しようとするときは、あらかじめ、
当該機関の意見を聴かなければならない。

1. 計画の位置付け等

障害者総合支援法第88条第9項

市町村は、第89条の3第1項に規定する協議会を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

第5期障害福祉計画に係る国の基本指針の見直しについて

1. 基本指針について

- 「基本指針」(大臣告示)は、障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるもの。今年度中に新たな指針を示す。
- 都道府県・市町村は、基本指針に即して3か年の「障害福祉計画」を策定。次期計画期間はH30～32年度

2. 基本指針見直しの主なポイント

- ・ 地域における生活の維持及び継続の推進
- ・ 就労定着に向けた支援
- ・ 地域共生社会の実現に向けた取組
- ・ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築
- ・ 発達障害者支援の一層の充実

3. 成果目標(計画期間が終了するH32年度末の目標)

① 施設入所者の地域生活への移行

- ・ 地域移行者数: H28年度末施設入所者の9%以上
- ・ 施設入所者数: H28年度末の2%以上削減
- ※ 高齢化・重症化を背景とした目標設定

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築【項目の見直し】

- ・ 保健・医療・福祉関係者による協議の場(各圏域、各市町村)の設置
- ・ 精神病床の1年以上入院患者数: 14.6万人～15.7万人に
(H26年度末の18.5万人と比べて3.9万人～2.8万人減)
- ・ 退院率: 入院後3ヵ月 69%、入院後6ヵ月84%、入院後1年90%
(H27年時点の上位10%の都道府県の水準)

③ 地域生活支援拠点等の整備

- ・ 各市町村又は各圏域に少なくとも1つ整備

④ 福祉施設から一般就労への移行

- ・ 一般就労への移行者数: H28年度の1.5倍
- ・ 就労移行支援事業利用者: H28年度の2割増
- ・ 移行率3割以上の就労移行支援事業所: 5割以上
- ※ 実績を踏まえた目標設定
- ・ 就労定着支援1年後の就労定着率: 80%以上(新)

⑤ 障害児支援の提供体制の整備等【新たな項目】

- ・ 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所設置
- ・ 保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築
- ・ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1カ所確保
- ・ 医療的ケア児支援の協議の場(各都道府県、各圏域、各市町村)の設置(H30年度末まで)

4. その他の見直し

- ・ 障害者虐待の防止、養護者に対する支援
- ・ 発達障害者支援の一層の充実
- ・ 難病患者への一層の周知
- ・ 障害を理由とする差別の解消の推進
- ・ 意思決定支援、成年後見制度の利用促進の在り方

1. 計画の位置付け等

参考：第4期計画に係る基本指針

【3 障害者等のサービスの利用実態及びニーズの把握】

障害福祉サービスの必要な量を見込む等の際は、地域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握しつつニーズを把握するよう努めることが必要である。

このため、現在のサービスの利用実態について分析を行うとともに、地域の実情に応じ、アンケート、ヒアリング等によるニーズ調査等を行うことが適当である。なお、ニーズ調査等については、郵送によるアンケート、障害種別・年齢別に対象者を選択してのヒアリング、障害者関係団体からのヒアリング等様々な方法が考えられるが、地域の実情、作業日程等を勘案しつつ、適切な方法により実施することが考えられる。

2. 計画年度

期	計画年度
第1期	平成18～20年度
第2期	平成21～23年度
第3期	平成24～26年度
第4期	平成27～29年度
<u>第5期</u>	<u>平成30～32年度</u>

3. 今後のスケジュール等

年月	内容	備考
平成29年3月26日	委員任期が終了	
平成29年3月	国の基本指針告示（予定）	
平成29年5月	アンケート調査票発送	7月報告書完成
平成29年8月	現行計画の振り返り 計画案検討（1回目）	第1回施策審議会
平成29年10月	計画案検討（2回目） 地域自立支援協議会で検討	第2回施策審議会
平成29年11月	計画案検討（3回目）	第3回施策審議会
平成29年12月	市議会委員協議会報告 パブリックコメント	
平成30年2月	パブリックコメントの報告 計画の承認・完成	第4回施策審議会
平成30年3月	社会福祉審議会、地域自立支援協議会、 精神保健福祉協議会に報告	